

# 会議名 令和4年度手数料適正化検討委員会

◇詳細－政策経営部財政課 電話 03-4566-2521

附属機関又は 会議体の名称		手数料適正化検討委員会
事務局（担当課）		政策経営部財政課
開催日時		令和4年8月1日
開催場所		本庁舎政策経営部会議室
議 題		1. 豊島区手数料条例の改正について 2. その他
公開の 可否	会 議	非公開
		非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため非公開とする。
	会議録	一部公開
		非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため一部公開とする。
出席者	委 員	政策経営部長（委員長）、区民部長（副委員長）、財政課長、企画課長、総合窓口課長、生活衛生課長、建築審査担当課長、保育政策担当課長
	事務局	財政課2名
会議次第		(1) 議題の案件について説明 (2) 質疑応答

---

## ◎ 会議の概要等

下記の議題について、所管課長、事務局担当者より説明を行った。

### 1 豊島区手数料条例の改正等について

#### (1) 建築基準法の改正に伴う手数料規定の改正（建築審査担当課長）（資料1）

「建築基準法」の一部改正により、豊島区手数料条例別表の根拠条文に項ずれが生じたため、項ずれを正すため別表の改正を行いたい。

⇒改正案について承認した。

#### 【委員からの質問とそれに対する回答】

・法律は令和4年5月31日に既に施行済みであれば、改正までの間の取り扱いはどうなるのか。

⇒法解釈上、条例改正までの間、法改正後の条項にて読み替えが可能となる。

#### (2) 児童相談所設置に伴う事務移管を受けた手数料について

##### （保育課・保育政策担当課長）（資料2）

児童相談所の設置に伴い、保育施設の認可権限や認可外保育施設に関する児童福祉法、子ども・子育て支援法及び関連する規定に基づく権限の移管により、以下の手数料を新たに徴収する。なお、豊島区手数料条例の改正は行わず、別表の既存項目である第2号「身分、資格又は履歴に関する証明書の交付」を適用する。

⇒新たな手数料の徴収について承認した。

#### (3) 畜犬登録証明書交付手数料について（生活衛生課）（資料3）

動物愛護管理法の改正によりペットショップ等で販売される犬と猫のマイクロチップ装着が義務化されたことに伴い、マイクロチップを装着する犬への「鑑札」の交付が不要となる。このため、飼い主情報を含む「鑑札」に代わる保健所への登録を確認するための公的な証明書として新たに「畜犬登録証明書」を交付し、手数料を徴収したい。なお、豊島区手数料条例の改正は行わず、別表の既存項目である第23号「その他区長又は行政委員会において適当と認めた事項に関する証明書の交付」を適用する。

⇒新たな手数料の徴収について承認した。

### 2 その他

なし

会議の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提示された豊島区手数料条例改正案について、手数料適正化検討委員会で承認したものとし、令和4年第3回定例会に豊島区手数料条例改正案を上程する。</li> </ul>
提出された資料等	<p>資料1（1－（1）関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 説明資料【建築審査担当課長】</li> <li>② 新旧対照表</li> <li>③ 建築基準法（新旧対照表）</li> </ul> <p>資料2（2－（1）関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 説明資料【保育課・保育政策担当課長】</li> <li>② 新旧対照表</li> <li>③ 手数料実態調査票</li> <li>④ ～ ⑥ 参考資料</li> </ul> <p>資料3（3－（1）関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 説明資料【生活衛生課】</li> <li>② 手数料実態調査票</li> <li>③ 鑑札交付件数 実績と推計</li> </ul>
その他	なし